

議案第 87 号

東京都板橋区個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 26 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する
条例の一部を改正する条例

東京都板橋区個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する条例（平成
27 年板橋区条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 11 の項及び 12 の項中「住民票関係情報」の次に「、戸
籍関係情報」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

個人番号を利用する事務を処理するために利用する特定個人情報とし
て、戸籍関係情報を追加する必要がある。